

平成 30 年 5 月 16 日

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案」ならびに「地域再生法の一部を改正する法律案」に対する代表質問

国民民主党・新緑風会 矢田わか子

国民民主党・新緑風会の矢田わか子です。会派を代表して、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案」ならびに「地域再生法の一部を改正する法律案」について質問いたします。

まず、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案」に関してですが、この法律案の主たる政策目標は、地域での大学の振興と雇用機会の創出のために、東京 23 区内の大学の定員を抑制しようとするものです。

2014 年に開始された「地方創生」の取り組みは、2020 年時点で、地方と東京圏の転出入を均衡させるということが基本目標の 1 つでしたが、その後、東京圏への年間転入超過数は依然として拡大傾向にあります。具体的には、転入超過が 15 歳から 29 歳の若者が中心であることから、今回、東京圏の転出入を均衡させる施策として、東京 23 区内の大学の定員抑制が打ち出されたわけです。しかしながら、果たして、このことが有効に機能し、地方創生に効果を発揮するという確証はありません。まず、この点に関し、梶山大臣はどのような見通しをもっておられるのか、定量的な推計があるのかどうか、見解を伺いたいと思います。

若者が地方に定着するのは、様々な政策手段を複合的に実行することが重要であると考えます。とりわけ、地方創生においては、若者や女性の意識や志向が鍵になると思われませんが、これまで政策を策定する段階で、若者や女性がどれだけ議論に参加し、意見反映が行われたのでしょうか。この点、もし十分な意見反映がなかったのなら、あらためて広く意見を聞き、戦略を抜本的に見直すことも必要になってくると考えますが、梶山大臣の所見を伺いたいと思います。

次に、東京 23 区における大学の定員抑制に関しては、何よりも大学が本来もっている自治・自主性・自律性との関係が問われてきます。また、憲法で保障されている学問の自由についても、定員の抑制が研究体制の変更などに繋がることになれば、これは権利の侵害になる可能性も出てきます。この点について、大学を所管し、また「憲法を尊重し擁護する義務」を負う国務大臣として林文部科学大臣にご所見を伺いたいと思います。

関連して、法案の第 3 条第 3 項においては、国及び地方公共団体は、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策で大学に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、「大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮しなければならない。」としているわけですが、一方で、東京の大学については、自主性・自律性を制限しようとする施策をとろうとされています。この相反する対応について、梶山大臣より納得のいく説明をお願いします。

本法律案により、東京 23 区の大学の定員が頭打ちとなっても、学生が地方の大学に行く選択をするとは限らず、むしろ、東京の大学の国際競争力を低下させる弊害のほうが大きいのではないかと懸念されます。法案では、定員抑制の例外事項の 1 つとして、「大学における教育研究の国際競争力の向上、実践的な教育研究の充実その他教育研究の質的向上を図るために…その他の特定地域内学部収容定員を増加させることが特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものとして政令で定める場合」とされていますが、具体的に政令でどのような場合を定めるのか、梶山大臣より説明していただきたいと思います。併せて、日本の大学の国際競争力の強化のあり方に関し、文部科学省としてどのような対策を講じられるのか、林大臣よりご説明いただきたいと思います。

次に、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度について伺います。確かに、18 歳人口が減少する中で、地方における大学の撤退等による高等教育の就学機会の縮小を防ぐことは重要な施策であります。しかし、「地方版総合戦略」の策定や交付金の申請において、多くの地方公共団体は東京のコンサルティング会社に依頼するケースが多く、その結果、似たようなものばかり出てくるという問題が生じています。地域活性化対策は、それぞれの地域の事情や特性を生かしたものでないと一定の効果を生み出すことはできません。本交付金制度の運用については、より

実効性をあげるために改善をしていく必要があるかと思いますが、梶山大臣の所見を伺いたいと思います。

また、この交付金に関連し、本年1月11日に「地方大学・地域産業創生交付金等の取扱い（案）について」が公表されていますが、これによれば、計画で必須とする重要業績評価指標、いわゆるKPIの1つとして、「事業に関連する産業の雇用者数の増加数」が挙げられています。しかし、ここで留意しなければならないのは、短期的な非正規雇用の増加ではなく、若者にとってやりがいのある質の高い持続的な雇用の増加を目指すべきだということです。この点に関し、梶山大臣の所見を伺います。

次に、「地域再生法の一部を改正する法律案」に関して質問します。

まず、私たちは、地方の衰退について現実を直視しなければなりません。日本創成会議は、2014年5月に消滅可能性都市として全国896の自治体を指摘しましたが、現在、その約8割で人口減がより加速しているという分析が出ています。依然として地方の衰退に歯止めをかけられていない厳しい現状にあるわけですが、政府としてこのような状況をどのように認識されているのか、梶山大臣より伺いたいと思います。

次に、政府は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた施策についてKPI検証を行なわれていますが、事業が多少なりとも実施されていれば「進捗している」と評価をしているケースがあり、これはやや甘い検証であると思われます。検証は厳しく的確に行われるべきと思いますが、これら総合戦略に掲げられた施策は、2020年までの目標達成が可能なのかどうか、梶山大臣にその見通しについて伺います。

次に、地方拠点強化に関する課税の特例等を拡充するという政策に関してですが、一般的に、企業が都心に本社機能を置くことは、金融市場とのアクセス、あるいは経営情報や行政情報の収集、他の産業・業種との連携、人材確保などの面でのメリットが大きく、地方移転による税制優遇で得られる金銭面の利益以上のものがあると判断される傾向にあります。このメリット論の壁を打開し、本社機能の地方移転を選択する大きなインセンティブが必要であり、抜本的な対策を打ち出すべきだと考えますが、梶山大臣より見解を伺いたいと思います。

次に、地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設に関して伺います。  
政府は、政策目標として、エリアマネジメント活動を行うNPO等の法人数を5年後までに100団体とされていますが、この目標は現実として達成できるのかどうか確証はありません。また、いくら団体を増やしても、この事業は地方自治体、エリアマネジメント団体、受益者の3者で一体となって計画を作成する必要があることから、制度の活用方法や好事例の周知を積極的に進めないと目標達成は困難かと思いますが、梶山大臣はどのように見通されているのか伺いたいと思います。

併せて、地域のエリアマネジメント活動については、3分の2の受益者から同意を得られれば負担金を受益者から徴収することができますが、同意しなかった受益者からも負担金を徴収することになるため、関係者間の合意形成を丁寧に行うことが必要であり、またエリアマネジメント活動によって様々な影響を受ける地域住民の合意形成も必要になると思います。このような地域や関係者の合意形成をどのように進められるのか、梶山大臣の見解を伺います。

最後に、「小さな拠点の形成に資する株式会社に係る課税の特例の拡充」について伺います。中山間地域等で生活サービス等を提供する株式会社等が継続的に事業を実施でき、しかも採算が取れるような経営をすることは非常に困難が伴うと考えます。政府として、これらの事業に対して、資金調達面での支援、経営への助言などが必要となってくると思われますが、どのような支援策を取られるのか、梶山大臣より説明していただきたいと思います。

以上、二つの法律案に対する私の質問を終わります。

平成 30 年 5 月 16 日

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案」ならびに「地域再生法の一部を改正する法律案」に対する代表質問要旨

国民民主党・新緑風会 矢田わか子

答弁要求大臣 梶山国務大臣（まち・ひと・しごと創生担当／地方創生担当）

林文部科学大臣

- 1、東京 23 区内の大学の定員抑制が有効に機能し、地方創生に効果を発揮するという確証はあるのかどうか、定量的な推計も含め見解を伺いたい。（梶山まち・ひと・しごと創生担当大臣）
  - 2、地方創生、一極集中是正のための政策づくりに、鍵となる若者や女性の意見を反映させたのかどうか。十分な意見反映がなかったのならば、あらためて広く意見を聞き政策の見直しが必要になると考えるが、所見を伺いたい。（梶山まち・ひと・しごと創生担当大臣）
  - 3、東京 23 区における大学の定員抑制に関しては、大学の自治・自主性・自律性との関係、憲法の関係についてどのように考えるか。（林文部科学大臣）
  - 4、国及び地方公共団体は、地域の大学に関し、「大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮しなければならない。」としているが、東京 23 区の大学では自主性・自律性が制限されようとしている。相反する対応について説明されたい。（梶山まち・ひと・しごと創生担当大臣）
  - 5、東京 23 区の大学の定員抑制は、大学の国際競争力を低下させる懸念もある。「大学における教育研究の国際競争力の向上」など例外事項の政令内容を説明されたい。（梶山まち・ひと・しごと創生担当大臣）
- 併せて、日本の大学の国際競争力の強化のあり方に関し見解を述べられたい。（林文部科学大臣）
- 6、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度では、「地方版総合戦略」や交付金の申請が同質的であるが、それぞれの地域の事情や特性を生かした対策が必要である。交付金制度の運用を改善していく必要があると考えるが所見を伺いたい。（梶山まち・ひと・しごと創生担当大臣）

- 7、「地方大学・地域産業創生交付金等の取扱いについて」のK P Iの「事業に関連する産業の雇用者数の増加数」は、非正規雇用ではなく、やりがいのある質の高い持続的な雇用の増加を目指すべきである。この点に関する所見を伺いたい。（梶山まち・ひと・しごと創生担当大臣）
- 8、日本創成会議が示した消滅可能性都市では、その約8割で人口減がより加速しているが、地方の衰退状況をどのように認識されているのか。（梶山まち・ひと・しごと創生担当大臣）
- 9、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてK P I検証は甘い検証であるとの指摘がある。総合戦略の施策は2020年までの目標達成が可能なか見通しを伺いたい。  
(梶山まち・ひと・しごと創生担当大臣)
- 10、地方拠点強化に関する課税の特例があっても、企業が都心に本社機能を置くメリットの方が大きいと言われている。本社機能の地方移転を選択する大きなインセンティブが必要であり、抜本的な対策を打ち出すべきであるが、見解を伺いたい。（梶山地方創生担当大臣）
- 11、地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設に関し、エリアマネジメント活動を行うN P O等の法人数を増やす目標があるが、その目標達成のための対策について見通し、見解を述べられたい。（梶山地方創生担当大臣）
- 12、エリアマネジメント活動では、同意しなかった受益者からも負担金を徴収することになるため、関係者間の合意形成を丁寧に行うことが重要である。地域や関係者の合意形成の進め方について見解を伺いたい。（梶山地方創生担当大臣）
- 13、小さな拠点の形成に資する株式会社に係る課税の特例の拡充」について、中山間地域等で生活サービス等を提供する株式会社等が継続的に事業を行うことができる支援策について説明されたい。（梶山地方創生担当大臣）